

# 「指定訪問入浴介護」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	6
7. 損害賠償 .....	6
8. 高齢者（利用者）の虐待等について .....	7
9. 損害賠償保険への加入 .....	7
10. 苦情の受付について .....	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 新温泉町社会福祉協議会  
(2) 法人所在地 兵庫県美方郡新温泉町湯1019番地  
(3) 電話番号 0796-92-1866  
(4) 代表者氏名 会長 西村 松代  
(5) 設立年月 平成17年10月3日  
(6) 事業者が行っている他の介護保険業務  
介護保険事業所（訪問介護、通所介護、居宅介護支援、総合支援事業）

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 新温泉町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所  
(2) 所在地 兵庫県美方郡新温泉町二日市216番地の1  
(3) 介護保険事業所番号 2874700384  
(4) 指定年月日 平成17年10月3日  
(5) サービスの種類 訪問入浴  
(6) 管理者氏名 井戸 美紀

(7) 連絡先 電話番号 0796-82-1071

FAX番号 0796-82-5079

(8) 事業の目的

新温泉町社会福祉協議会が介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス「訪問入浴介護事業」を実施するにあたり、事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護提供を行うことを目的とする。

(9) 事業の運営方針

事業所の訪問介護従業者は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持心身機能の維持等が図られるよう援助を行う。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 新温泉町（地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し、12月29日から1月3日、国民の祝日は除く)
受付時間	月～金 午前8時30分から午後5時15分
サービス提供時間帯	月～金 午前8時30分から午後5時15分

### 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	業務内容
1. 管理者	1名		1名	1名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 看護職員	1名	1名	1.1名	1名	利用者の健康状態の確認及び訪問入浴サービスの提供にあたる。
3. 介護職員	0名	6名	2名	2名	訪問入浴サービスの提供にあたる。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、  
1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者ご家庭に訪問し、以下のサービスを提供します。

### ○訪問入浴介護サービス

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の7割～9割が介護保険から給付されます。

#### サービスの概要

サービス種類	サービス内容
健康チェック	入浴の前後に血圧・脈拍等の測定します。 健康チェックをして体調がよくないと看護師及び主治医が判断した場合は、入浴サービスは実施しません。この場合は、利用料は頂きません。
特殊浴槽の搬入	指定された居室へ特殊浴槽を搬入します。
洗 身	担架ネットに身体をのせて静かに入浴していただきます。
褥瘡の処置	主治医の指示により必要があれば看護師が処置します。
準備品 入浴手順	バケツ、バスタオル、タオル4～5枚、シャンプー、石鹼、 入浴機材の設置 ⇒ 血圧・脈拍・検温の測定 ⇒ 衣服の脱衣 ⇒ 入浴・洗身体・洗髪 ⇒ 着衣 ⇒ 血圧・脈拍・検温の測定 ⇒ 浴槽の片付け

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

### <サービス利用料金>（契約書第6条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

所得に応じて利用料金は1割負担～3割負担となります。

	料金	特別地域加算 後の額	サービス提供体制 強化加算後の額	介護職員等待遇改善 加算Ⅲ 後の額
ア. 基本利用料金 (1回につき)	12,660円	14,559円	14,919円	16,098円
イ. 介護職員3人でサービス提供した場合	12,027円	13,831円	14,191円	15,312円
ウ. 清拭・部分浴を実施した場合	11,394円	11,565円	11,925円	12,867円

### 利用者負担額

	利用料 1 割	利用料 2 割	利用料 3 割
上記アの場合	1,610 円	3,220 円	4,830 円
上記イの場合	1,531 円	3,062 円	4,593 円
上記ウの場合	1,287 円	2,574 円	3,861 円

注) 1 ・「訪問入浴介護サービス利用料金」のイ「介護職員 3 人でサービス提供した場合」とは、入浴によってお客様の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合に、主治医に確認したうえで、看護職員に代わって介護職員がサービス提供を行った場合です。(通常のサービスは、看護職員 1 人と介護職員 2 人のサービス提供です。)

注) 2 ・お客様がまだ、要介護認定を受けていない場合①サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援または要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。ただし、「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は現物給付となります。②認定が「自立」の場合は、全額自己負担となります。

また、要支援もしくは要介護の認定を受けていても、「居宅サービス計画」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いただきます。

償還払いの場合は、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注) 3 ・サービス提供体制強化加算・・介護職員の持つ介護福祉士の割合が 40 %以上 36 単位が加算となります。

注) 4 ・利用料金に対して、特別地域加算として 15 %増となります。

注) 5 ・利用料金に対して、介護職員処遇改善加算 III として 7.9 %増となります。

注) 6 ・初回のサービス提供を行う前に居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整(浴槽の設置場所や給排水の方法の確認)を行った場合に(200 単位/月)加算します。

注) 7 ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第 5 条、第 6 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## ②交通費（契約書第6条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## （3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

### ア．口座振替又は納付書による金融機関への振込み

口座名義　社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会

会長　西村　松代

但馬銀行　湯村支店　普通預金　7112301

但馬銀行　浜坂支店　普通預金　4627087

但馬信用金庫　湯村支店　普通預金　0016985

但馬信用金庫　浜坂支店　普通預金　0159332

鳥取信用金庫　湯村支店　普通預金　0095388

鳥取信用金庫　浜坂支店　普通預金　0228553

J Aたじま　温泉支店　普通預金　7764187

J Aたじま　浜坂支店　普通預金　7144838

なぎさ信用漁業協同組合連合会　但馬支店　普通預金　0266143

郵便振替　00990-6-51715

イ．なお、金融機関への振込みをもって領収といたしますので必ず保管しておいて下さい。

## （4）利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出でください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、介護職員等の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

- 訪問入浴介護サービスの利用にあたり、契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はできません。
  - 訪問介護入浴サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。但し、事業者はサービス実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
  - サービスの実施のために必要な備品等（水道・電気・電話を含む）は無償で使用させていただきます。
- 訪問入浴介護サービスの従事者は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。
- (1) 医療行為
  - (2) 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
  - (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
  - (4) 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
  - (5) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - (6) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## 7. 損害賠償（事業者の義務違反）

### （損害賠償責任）

☆ 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じができるものとします。

- ・ 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### （損害賠償がなされない場合）

☆ 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

### （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

☆ 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービ

スを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 8. 高齢者（利用者）の虐待等について

当事業所は利用者の安全確保・権利利益を守るために、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等の虐待はいたしません。（高齢者虐待防止法による）

また、逆に職員に対するカスタマーハラスマントに対しても、事実確認を急ぎ予防及び対応に努めます。

## 9. 損害賠償保険への加入（契約書第13条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険会社
保険名	ひょうご福祉サービス総合補償制度
補償の概要	内容詳細についてお知りになりたい場合は、当事業所管理者までご連絡下さい。

## 10. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）
〔職名〕 介護課長 田村 浩子
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：15
○電話番号 0796-92-1866

### （2）行政機関その他苦情受付機関

新温泉町役場 福祉課 介護保険係	所在地 美方郡新温泉町浜坂2673-1 電話番号 82-5622 FAX 82-2970 受付時間 8：30～17：15
兵庫県国民健康保険団体 連合会 介護サービス苦 情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町9-1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 9：00～17：15
兵庫県福祉サービス運営 適正化委員会 (兵庫県社会福祉協議会)	所在地 神戸市中央区坂口通2-1-18 電話番号 078-242-6868 FAX 078-242-1709 受付時間 9：00～17：15

## 11. 重要事項を説明した年月日

この重要事項説明書の説明場所・年月日	令和　年　月　日　時　分
--------------------	--------------

※なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じた場合には、その内容を通知し説明します。

令和　年　月　日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者　社会福祉法人新温泉町社会福祉協議会  
事業所名　新温泉町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所

説明者職氏名　管理者　　井戸　美紀　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問入浴介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所　兵庫県美方郡新温泉町

氏名　　　　　　　印

(代理人)

住所　兵庫県美方郡新温泉町

氏名　　　　　　　印

(記名代行者)

住所　兵庫県美方郡新温泉町

氏名　　　　　　　印

(立会人)

住所　兵庫県美方郡新温泉町

氏名　　　　　　　印

## ＜重要事項説明書付属文書＞

### 1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
  - ・ サービス担当者会議など、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### 2. 事故発生時の対応

- ①利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに町担当課、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防は地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- ③利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月1日施行）に準じた取り扱いをするとともに、下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
  - (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待防止研修の実施
  - (4) 専任担当者の配置
- 虐待防止に関する担当者：事業所管理者

